

秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約に関する協議について

秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約を定めることについて、地方自治法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 1 項の規定により別紙のとおり協議するものとする。

令和 2 年 9 月 7 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

秦野市及び伊勢原市における消防通信指令事務を共同して管理し、及び執行することを目的として、秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会を設置するに当たり、その規約を定めることについて協議するため、地方自治法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約に関する協議書

秦野市と伊勢原市とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、協議による規約を別紙のとおり定め、秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会を設置するものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、秦野市長及び伊勢原市長が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市長

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長

秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会規約

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 協議会の組織（第5条－第7条）
- 第3章 協議会の会議（第8条－第10条）
- 第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行（第11条）
- 第5章 協議会の財務（第12条－第14条）
- 第6章 雑則（第15条－第17条）

附則

第1章 総則

（協議会の名称）

第1条 協議会の名称は、秦野市・伊勢原市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける市）

第2条 協議会は、秦野市及び伊勢原市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

（協議会の担任する事務）

第3条 協議会は、関係市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達に関する事務を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第4条 協議会の事務所は、秦野市曾屋757番地（秦野市消防本部内）に置く。

第2章 協議会の組織

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員6名により組織する。

2 会長には秦野市消防長を、副会長には伊勢原市消防長を充てる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

4 委員は、関係市の消防職員のうちから、関係市の消防長が協議により定めた職にある者を充てる。

5 会長、副会長及び委員は、非常勤とする。

(協議会職員)

第6条 第3条の規定により協議会が管理し、及び執行する事務（以下「担当事務」という。）に従事する職員（以下この条において「協議会職員」という。）の定数及び関係市間の配分については、関係市の消防長が協議して定める。

2 関係市の消防長は、前項の規定により配分された定数の協議会職員をそれぞれの消防職員から選任する。

3 会長は、協議会職員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき又は協議会職員に職務上の義務違反その他協議会職員として適さない非行があると認めるときは、その職員が属する市の消防長に解任を求めることができる。

4 協議会職員は、関係市の職員の身分を併任するものとする。

(事務処理のための組織)

第7条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

第3章 協議会の会議

(会議)

第8条 会議は、担当事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第9条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、副会長及び委員（以下「副会長等」という。）の総数の3分の1以上の者から会議に付すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ副会長等に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、会長及び副会長等の総数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席した副会長等の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議の議事その他会議の運営について必要な事項は、会議で定める。

第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行

(関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行の方法)

第11条 協議会は、担当事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、

及び執行するときは、その事務に関する秦野市の条例、規則その他の規程

(以下「秦野市事務管理条例等」という。)を関係市の事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、その定めるところにより行うものとする。

2 秦野市長は、秦野市事務管理条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ伊勢原市長と協議するものとする。

3 秦野市長は、秦野市事務管理条例等を制定し、又は改廃したときは、速やかにその旨を伊勢原市長及び会長に通知するものとする。

第5章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

第12条 担当事務に要する経費は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、関係市の長が協議により定める負担割合及び算出方法によるものとする。

3 伊勢原市は、前項の規定による負担金を秦野市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第13条 担当事務のために用いる財産は、関係市が協議してそれぞれ取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、その管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産を管理するときは、その管理に関する秦野市の条例、規則その他の規程(次項において「秦野市財産管理条例等」という。)を関係市の管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、その定めるところにより行うものとする。

3 第11条第2項及び第3項の規定は、秦野市財産管理条例等の制定及び改廃について準用する。この場合において、「秦野市事務管理条例等」とあるのは「秦野市財産管理条例等」と読み替える。

(その他の財務に関する事項)

第14条 この規約に定めがあるもののほか、協議会の財務に関する手続は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところによる。

第6章 雑則

(事務処理の状況の報告等)

第15条 関係市の長は、必要があると認めるときは、担当事務について会長に報告させ、又はその事務について調査視察することができる。

(協議会解散の場合の処置)

第16条 協議会が解散した場合における担当事務の承継及び協議会の事務執行のために整備した財産の処分については、関係市が協議して定める。

(協議会の規程)

第17条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和2年10月6日から施行する。